

その他留意事項について

1 全サービス共通事項

(1) 各種申請, 届出について

○指定・指定更新申請, 変更届の様式変更について

省令の改正により, 平成 31 年 1 月 1 日から指定・指定更新申請, 変更届に係る添付書類が一部削減され, 様式も変更となりましたので注意してください。

それぞれの添付書類は, 指定・指定更新申請については各サービスの別添を, 変更届については添付書類等一覧表を確認してください。

様式等については, 随時ホームページを確認し, 新しい様式を使用してください。

(様式等ホームページ掲載場所)

- ・介護サービス事業者向けトップページ > 3 新規指定及び指定更新について > 3-3 様式等
- ・介護サービス事業者向けトップページ > 4 変更届・廃止届・休止届・再開届 > 1. 変更届について

○資格職の変更届について

資格職の職員に変更があったときは, 変更があったときから 10 日以内に変更の届出を提出してください (変更があった事項「22 その他」を使用)。

対象となる職種は, 介護支援専門員・計画作成担当者・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・オペレーターです。変更届出書添付書類等一覧表を確認してください。

(2) 基準等について

人員基準や運営基準について不明な点があった場合には, 市の条例や国の省令, 通知 (解釈通知) を, 報酬について不明な点があった場合には, 国の告示や通知 (留意事項通知) を確認してください。

基準や報酬については, Q & A で示されている場合もありますので, 併せて確認してください。

(ホームページ掲載場所)

○基準条例

ホーム > 事業所向け > 健康・福祉・子育て・学校 > 高齢者・介護保険 > 指導・助言 > 各種サービス基準条例等について

○基準省令, 基準解釈通知, 報酬告示, 留意事項通知, Q & A

- ・厚生労働省ホームページ
- ・介護サービス事業者向けトップページ > 2 介護サービス関係 Q&A (厚生労働省)、介護保険最新情報等

(3) 指導について

○集団指導及び実地指導について

指導監査課では, 介護給付等対象サービスの取扱いや, 介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底することを目的とし, 各種指導を行っています。

これらの指導は, 利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において, 介護保険施設等の支援を行うことを基本としています。

○実地指導

- ・ 運営調書及び関係書類を確認し、管理者や関係職員との面談方式により実施します。
- ・ 関係法令や基準に基づき、適正な事業運営を行っているか確認します。
- ・ 基本報酬及び加算・減算等が基準に従い適正に請求されているか確認します。

※監査

介護保険施設等において、人員、設備及び運営基準等の指定基準違反、指定を受けるに当たっての不正な手段等、介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当があると認められる場合、又はその疑いがある場合に監査を行います。

○実地指導の日程変更について

実地指導は、相当な期間を空けて、事前に通知を送っており、基本的には日程変更は受け付けていません。ただし、やむを得ない事情の場合のみ変更が可能ですので、早めに御相談ください。

(やむを得ない事情の例)

- ・ 当日管理者が研修等で不在である。
- ・ 施設の入居者等が感染症にかかり、外部からの出入りが制限されている。 など

(4) 新しい介護職員処遇改善加算について

10月から介護職員の処遇改善の制度が新しくなる予定となっておりますが、厚生労働省から要件等の詳細について示されておりません。詳しい内容が分かり次第、ホームページ等を通じてお知らせします。

(5) 事故報告書提出の徹底と事故の発生（再発）防止について

資料8を参照してください。

介護報酬の算定における留意事項（平成30年度介護報酬改定）

1 短期入所生活介護

○看護体制加算について

①介護報酬改定内容

看護体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定要件である体制要件に加えて、利用者のうち要介護3以上の利用者を70%以上受け入れる事業所について、新たに（Ⅲ）・（Ⅳ）を算定できることとなりました。

②中重度者受入要件

前年度又は届出日の属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上であることが必要です。

要介護3以上の割合について、前年度又は算定日の属する月の前3月の1月あたりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定してください（要支援者に関しては、人員数には含めません）。

③定員要件

- ・看護体制加算（Ⅲ）イ・（Ⅳ）イについては利用定員が29人以下であること。
- ・看護体制加算（Ⅲ）ロ・（Ⅳ）ロについては利用定員が30人以上50人以下であること。

④留意事項

空床利用型については、定員要件が本体の指定介護老人福祉施設の定員規模で判断することとされており、介護老人福祉施設の定員が50名を超える場合は、当該加算を算定することはできません。

2 認知症対応型共同生活介護

○利用者が入院したときの費用（入院時費用）の算定について

①当該費用は、利用者が入院したときに認知症対応型共同生活介護費に代えて算定できるものであり、加算ではありません。

②体制要件

利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、あらかじめ、利用者に対して、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後に円滑に再入居することができる体制を確保していることの届出を行っている必要があります。

また、利用者が入居した際には、退院することが明らかに見込まれることについて、入院先の主治医に確認するなどの方法により確認していることが必要となります。

利用者の入院の期間中は、必要に応じて、入退院の手続きや家族、当該医療機関等への連絡調整、情報提供などを行う必要があります。

③入院時の取扱いについて

当該費用は1月に6日を限度とし、かつ1回の入院が月をまたがる場合には、最大で連続13泊（12日間分）まで算定が可能となるものです。

一度退院し、翌月以降に再度入院した場合には、再度6日を上限として算定可能です。

④月をまたがる入院の場合

例1 入院期間：1月21日～3月8日

入院日	退院日	算定始期	算定終期	算定期間
1月21日	3月8日	1月22日	1月27日	6日間
		2月1日～3月7日 費用算定不可		

例2 入院期間：1月25日～3月8日

入院日	退院日	算定始期	算定終期	算定期間
1月25日	3月8日	1月26日	1月31日	6日間
		2月1日	2月6日	6日間
		2月7日～3月7日 費用算定不可		

※入院の期間には初日及び最終日は含まない。

※入院当初の期間が、最初の月から翌月へ連続してまたがる場合は、都合12日まで算定可能であるが、例えば3か月入院した場合に毎月ごとに6日間の費用は算定できません。

3 介護老人福祉施設

○褥瘡マネジメント加算

基準について

- ① 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果を厚生労働省に報告すること。
- ② ①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。
- ③ 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。
- ④ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

この加算は、原則として入所者全員を対象として入所者ごとに上記要件を満たした場合に、当該事業所の入所者全員に対して算定できるものであること。

留意事項

- ・上記①の評価について、既に入所している者については、届出の日の属する月に評価を行うこと。
- ・上記②の褥瘡ケア計画について、褥瘡ケア計画に相当する内容を施設サービス計画中に記載する場合は、その記載をもって褥瘡計画の作成に代えることができる。
- ・上記③について、褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当
TEL: 0166-25-9849
E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.hokkaido.jp